

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例別表に規定する  
「知事が認める者」について

平成25年3月15日  
秋田県建設部建築住宅課

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例（平成21年秋田県条例第34号）別表に規定する「知事が認める者」は、次のとおりとする。

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に定める登録住宅性能評価機関のうち、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査に関し必要な業務規定を定め、かつ、秋田県知事が所管する区域をその業務区域として定めているもの。